

# 大阪経済法科大学大学院学則

## 第1章 総則

第1条 大阪経済法科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、社会の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣が指定する認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2章 課程、研究科及び専攻

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻	課程
経済学研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程

第6条 経済学研究科経済学専攻は、グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。

2 経済学研究科経営学専攻は、グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。

第7条 経済学研究科経済学専攻及び経営学専攻の定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	10名	20名
	経営学専攻	修士課程	10名	20名

### 第3章 修業年限及び教育課程等

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学年数は、4年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）が、その旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。長期履修学生の標準修業年限は、当該許可された年限とし、在学年数は、別に定める。

4 長期履修学生の取扱いに関しては、別に定める。

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

第10条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第11条 本大学院における授業科目及び単位数については、別表第1のとおりとし、履修について必要な事項は、別に定める。

第12条 学生の研究指導にあたるため、各学生に研究指導教員を定める。

2 前項の研究指導教員は、研究科委員会において定める。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 本大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

#### 第4章 課程の修了及び学位の授与

- 第14条 学生は、履修する授業科目について、指定された期日内に、研究指導教員の履修指導を受けて、研究科長に申請し、その承認を得なければならない。
- 第15条 成績の評価は、筆記試験又は口述試験若しくは研究報告等に基づき、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 2 合格した授業科目については、所定の単位の修得を認める。
  - 3 本大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 第16条 本大学院が、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第17条 本大学院が、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第18条 前二条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 第19条 修士課程の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 研究指導教員が教育研究上必要と認める場合には、各専攻の学生の修了に要する単位数に、他専攻の授業科目の履修により修得した単位を含めることができる。
  - 3 修士課程の修了の認定は、研究科委員会の審議を経て学長が行う。
  - 4 修士論文の審査及び最終試験については、別に定める。
- 第20条 修士課程を修了した者には、次の学位を授与する。
- |             |         |
|-------------|---------|
| 経済学研究科経済学専攻 | 修士（経済学） |
| 経済学研究科経営学専攻 | 修士（経営学） |

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本大学創立記念日(4月26日)

(2) 春季休業 3月21日から4月7日まで

(3) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業 12月24日から1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 入学、休学及び退学等

第24条 入学の時期は、毎学年始めとする。

第25条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で

あって、本大学院が、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第26条 入学志願者は、指定の期日までに所定の願書その他必要書類を提出し、入学検定料を納付しなければならない。

- 2 入学志願者には、別に定めるところにより選考を行う。
- 3 前項による選考に合格した者は、指定の期日までに、入学金及び授業料を納付し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第27条 本大学院に他の大学院から転入学を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第28条 他の大学院へ転学を願い出ようとする者は、許可を受けなければならない。

第29条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することがある。

- 2 休学の期間は、継続1年以内とし、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第8条に規定する在学期間に算入しない。

第30条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

- 2 前条により休学した者が復学を願い出たときは、許可を得て復学することができる。

第31条 入学、転入学、転学、休学、退学、再入学及び復学は、研究科委員会の審議を経て、学長が許可する。

## 第7章 留学及び外国人留学生

第32条 外国の大学院に留学を希望する者があるときは、これを許可することがある。

第33条 外国人で、大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を願い出る者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第34条 留学及び外国人留学生の入学は、研究科委員会の審議を経て、学長が許可する。

第35条 留学及び外国人留学生の取扱いに関しては、別に定める。

## 第8章 科目等履修生及び聴講生

第36条 特定の授業科目について科目等履修を願い出る者があるときは、本大学院学生の修学の妨げにならない限り、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した科目については、単位を与える。
- 3 科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

第37条 特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは、本大学院学生の修学の妨げにならない限り、選考の上、聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

第38条 前二条の許可は、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを行う。

## 第9章 賞罰

第39条 特に学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の模範となる者は、これを表彰する。

第40条 学生に、本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認めるときは、懲戒を加える。

第41条 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 学生懲戒の取扱いに関しては、別に定める。

## 第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

第42条 本大学院に入学を出願する者は、別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

第43条 科目等履修生として出願する者は、別表第3に定める科目等履修生検定料を納付しなければならない。

第44条 本大学院に入学を許可された者は、別表第4に定める入学金を納付しなければならない。

第45条 学生は、別表第5に定める授業料を納付しなければならない。

2 所定の期間内に休学願を提出しこれが許可された場合は、前項にかかわらず、別表第6に定める在籍料を納付しなければならない。

第46条 科目等履修生は、別表第7に定める科目等履修料を納付しなければならない。

第47条 聴講生は、別表第8に定める聴講料を納付しなければならない。

第48条 入学検定料、科目等履修生検定料、入学金、授業料、在籍料、科目等履修料及び聴講料の徴収については、別に定める。

第49条 既納の入学検定料、科目等履修生検定料、入学金、授業料、在籍料、科目等履修料及び聴講料は、別に定めのある場合を除き返還しない。

第50条 授業料、在籍料その他の学費の納付を怠った者は、除籍する。

2 前項により除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

## 第11章 教員組織、研究科長及び研究科委員会

第51条 本大学院に、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く。

2 研究科及び専攻においては、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。

第52条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院専任教員が担当する。ただし、必要ある場合には非専任教員に担当させることができる。

2 前項の大学院専任教員は、本学専任教員が兼ねることができる。

第53条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の授業科目を担当する専任教授をもって充て、研究科に関する校務をつかさどる。

第54条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業科目を担当する専任教員をもって構成する。

3 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項については、別に定める。

第55条 この学則の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科経済学専攻の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成27年度については、20名とする。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科経済学専攻の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成29年度については、30名とする。
- 3 経済学研究科経営学専攻の収容定員は、第7条の規定にかかわらず、平成29年度については、10名とする。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、令和2年度前期から適用する。



<別表第1>

(1) 経済学研究科経済学専攻

科目区分	授業科目	単位	備考
研究基礎科目	経済学研究の理論と方法	2	
専門科目	ミクロ経済学特論Ⅰ	2	必修
	ミクロ経済学特論Ⅱ	2	必修
	マクロ経済学特論Ⅰ	2	必修
	マクロ経済学特論Ⅱ	2	必修
	経済史特論	2	
	経済統計学特論	2	
	計量経済学特論Ⅰ	2	必修
	計量経済学特論Ⅱ	2	必修
	計量経済学特論Ⅲ	2	
	国際経済特論	2	
	比較経済体制特論	2	
	アジア経済特論	2	
	経済政策特論	2	
	金融特論	2	
	環境経済特論	2	
	外国文献研究	2	
	地域経済特論	2	
	地域産業特論	2	
	中小企業特論	2	
	労働経済学特論	2	
	財政学特論	2	
地方財政特論	2		
産業組織特論	2		
関連科目	民法特論	2	
	国際政治学特論	2	
研究指導科目	研究指導Ⅰ	4	必修
	研究指導Ⅱ	4	必修

(2) 経済学研究科経営学専攻

科目区分		授業科目	単位	備考
研究基礎科目		経営学研究の理論と方法	2	必修 必修
専門科目	経営管理	経営管理特論Ⅰ	2	
		経営管理特論Ⅱ	2	
		経営組織特論	2	
		経営戦略特論	2	
		人的資源管理特論	2	
		国際経営特論	2	
		企業論特論	2	
		マーケティング特論	2	
	経営情報	経営情報特論Ⅰ	2	
経営情報特論Ⅱ		2		
情報管理特論		2		
情報処理特論		2		
マネジメントサイエンス特論		2		
マーケティングリサーチ特論		2		
ビジネス統計特論		2		
会計	財務会計特論Ⅰ	2		
	財務会計特論Ⅱ	2		
	管理会計特論	2		
	税務会計特論	2		
	コーポレートファイナンス特論	2		
	経営分析特論	2		
関連科目		外国文献研究	2	
		商法特論	2	
研究指導科目		研究指導Ⅰ	4	必修
		研究指導Ⅱ	4	必修

<別表第2>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
入学検定料		30,000

<別表第3>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
科目等履修生検定料		10,000

<別表第4>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
入学金		200,000

<別表第5>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
授業料(年額)		700,000

注) 長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付することとする。

<別表第6>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
在籍料(各学期)		60,000

<別表第7>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
科目等履修料(1単位につき)		20,000

<別表第8>

(単位：円)

費目	研究科	経済学研究科
聴講料（1単位につき）		10,000